

利府町建設工事総合評価落札方式（特別簡易型）に関する実施要領

（趣旨）

第1条 この要領は、利府町が執行する建設工事に係る総合評価落札方式（特別簡易型）による一般競争入札（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札に参加した者を落札者とする方式をいう。以下「総合評価落札方式」という。）に関し、必要な事項を定めるものとし、その試行に関しては、別に定めがあるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

（対象工事）

第2条 総合評価落札方式の対象となる工事は、建設工事に係る条件付一般競争入札試行要綱（平成13年1月15日町長決裁）の対象となる工事のうち、当該工事を所管する課長が、入札者の施工能力及び地域性等と入札価格を総合的に評価することが適当であると認める工事で、建設工事条件付一般競争入札委員会（以下「委員会」という。）が指定する工事とする。

（落札候補者決定基準）

第3条 総合評価落札方式における評価項目等の落札候補者決定基準は、委員会が定める。

（落札候補者の決定方法等）

第4条 町長は、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者で、落札候補者決定基準により算出された総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。

- 2 前項の場合において、総合評価点の最も高い者が2者以上あるときは、入札価格が低い者を落札候補者とする。この場合において、入札価格の同じ者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札候補者を決定する。

（落札者の決定）

第5条 町長は、落札候補者から提出された書類等の内容の審査を行い、入札参加資格要件等を満たしていることを確認した場合は、落札候補者を落札者と決定する。

- 2 落札候補者を落札者と決定したときは、直ちに当該落札候補者に落札決定した旨を通知する。

3 落札候補者が入札参加資格要件等を満たしていないときは、当該落札候補者に対してその旨を通知する。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、総合評価落札方式の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成20年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年6月1日から施行する。